

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年11月29日)

〔件 名〕

- 1 第11回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の開催概要について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について
(循環型社会推進課)・・・2
- 3 鳥取砂丘ビジターセンター開館記念式典及びオープニングフェスタの開催結果
について
(緑豊かな自然課)・・・4
- 4 鳥取砂丘未来会議の発足について
(緑豊かな自然課)・・・6
- 5 第30回全国「みどりの愛護」のつどいの準備状況について
(緑豊かな自然課)・・・7
- 6 鳥取県住宅供給公社の経営健全化方針策定について
(住まいまちづくり課)・・・9
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課)・・・12
- 8 国土交通大臣認定に不適合の免震オイルダンパーへの対応状況について
(住まいまちづくり課)・・・13
- 9 住宅耐震化の促進に係る相互協力に関する協定書調印式の実施について
(住まいまちづくり課)・・・16
- 10 上下水道の持続的経営に向けた鳥取県広域化・共同化等検討会(第3回)
の概要について
(水環境保全課)・・・18
- 11 鳥取県生活排水処理施設整備構想(案)に係るパブリックコメントの実施に
ついて
(水環境保全課)・・・19

生活環境部



第11回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の開催概要について

平成30年11月29日
環境立県推進課

「第23回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の関連事業として、下記のとおり、「第11回環境保護機関実務者協議会」が開催され、各国各地域における自然環境保護とその利活用に係る取組策等について意見交換を行ったので、その概要について報告する。

記

1 「第11回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会」の概要

- (1) 日 時：10月30日（火）14時30分から16時00分まで
- (2) 場 所：ロシア連邦沿海地方 迎賓館（ウラジオストク市）
- (3) テーマ：「特別保護自然地区制度の発展・国とビジネスの可能性」
- (4) 参加地域及び団長：

参加地域（国）	役職	氏名
沿海地方（ロシア）	自然資源・環境保護部長	コルシェンコ・アレクサンダ
中央県（モンゴル）	政策部企画・環境・観光インフラ整備担当課長	ヤダム・バグマージャヴ
江原道（韓国）	緑色局水質保全課長	ピョン・ジョンタク
吉林省（中国）	環境保護庁長	柴 偉（チャイ・ウェイ）
鳥取県（日本）	生活環境部 次長	住田 剛彦

2 結果の概要

各地域が下表のとおりそれぞれの取組について発表した。

また、サミット共同宣言においては、自然保護の推進と利活用に向けて、地域間交流と情報交換を推進していくことが確認された。

参加地域	発表概要
ロシア 沿海地方	・極東ロシアでは自然保護地区の制定を進めるとともに、豹（ヒョウ）の森保護・回復プログラムを制定し、密猟・違法伐採の取り締まり、林産物の生産・輸出サポート等の取組を進めている。
モンゴル 中央県	・国全体で自然保護地区の制定、自然保護対策等を進める一方、草原観光開発も地域発展に必要であり、景観の保護と開発の調和を図るエコツーリズムの取組を進めている。
韓国 江原道	・国全体での自然保護の取り組み及び江原道での保護地区制定における地域住民との調整、協働に取り組んでいる。
中国 吉林省	・国全体での法整備や自然保護の取組を進めている。 ・自然保護は官民共同で取り組む必要があるが、政府主導で進めるべきである。自国だけでは限定的であるため、各国の協力も求めている。日本の保全と利活用の取組を参考にしたい。
日本 鳥取県	・鳥取県では、2012年3月策定の「環境基本計画」をもとにNPOや地域・企業などと連携・協働して全国をリードする環境実践に取り組んでいる。 ・再生可能エネルギー設備の導入割合や一般廃棄物のリサイクル率などで日本国内をリードする成果を上げている。 ・鳥取県の自然公園での保護と利用について、鳥取県の先進的な保護の取組、2020年をひとつの目標年とした国立公園の整備、民間のノウハウによる利活用など官民協働で取り組んでいる。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

平成30年11月29日

循環型社会推進課

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

1 意見調整会議の実施

意見調整対象の関係住民と開催日程等の調整を行い、意見調整会議を次のとおり開催した。

(1) 日時等

日時	場所	出席者	備考
平成30年10月13日(土) 9:30~12:05	西部総合事務所 福祉保健局会議室	関係住民(西尾原自治会)、 センター、県	傍聴23人
平成30年10月28日(日) 13:30~17:40	西部総合事務所 会議室	関係住民(営農者2名)、 センター、県	傍聴12人

(2) 概要

会議では、事前に、関係住民からの意見に対するセンターの見解を得て県が論点を整理した資料をもとに、関係住民からの質問、要望等に対してセンターが回答することにより、双方の主張内容の理解の促進に最大限努めた。

<関係住民からの主な質問等>

質問等	センター回答要旨
計画予測値と維持管理状況の数値の比較を、稼働後は、毎年、開示、公表することは可能か。	地元自治会の代表者にも参加していただく監視委員会の設置を考えており、毎年の数値データもお示しし、公開する。
処分場からの浸出水漏洩により地下水が汚染されてはならない。説明会で電氣的漏洩検知システムは10年ぐらいのものだと言っていたが、50年の事業なのに安心できるシステムではない。	処分場は2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた国の基準を上回る3重の遮水構造としており、浸出水漏洩のチェックは地下水モニタリングを基本としている。電氣的漏洩検知システムの目的は遮水シートの施工時や、埋立初期の重機による破損等のリスクが比較的高くなる時期を、重点的にチェックを行うために導入するもの。10年しかもたないと説明したことはない。
三輪山の清水に汚水が流れる不安がある。処分場の汚染水が地下水に流入してからでは遅い。	これまでの調査で、三輪山の清水は計画地を流れる地下水とは水脈が異なっていることを確認している。利用者に安心してもらえるように、水質検査を実施する。 国基準以上の3重遮水構造や電氣的漏洩検知システム等により漏洩対策を講じるとともに、地下水モニタリングを行うなど、汚染防止対策に万全を期す。
健康被害は個人では分からない。計画地周辺地区の疾病動向を調査してほしい。	国の基準は、人の健康影響を考慮して設定されている。放流水や処分場周辺の地下水観測井戸のモニタリングをしながら安全確認を行う。

2 調整に応じていただいていない意見調整対象の関係住民

(1) 下泉自治会

開催日程等の調整を行い、次のとおり意見調整会議を開催することとなった。

日時	場所	出席者	備考
平成30年11月4日(日) 13:30~13:34	西部総合事務所 会議室	関係住民(下泉自治会)、 センター、県	傍聴18人

しかしながら、会議では、関係住民は県が会議出席者に事前に送付した資料が不十分なため会議に応じかねるとの発言を続けられ、また関係住民席を飛び出し県に詰め寄ろうとしたり、傍聴者が机を倒すなど、冷静な対話が困難な状況となった。

そのため、県は会議に協力いただけないことを確認し、会議をやむを得ず閉じた。

主な意見	県の対応
事前送付のあったセンターの議事録は会議概要である。説明会の全ての発言が記載されたものを改めて送付すること。	事前送付した議事録は、センターが議事録としてまとめたものであることを確認している。
意見調整会議の論点に、住民が提出した県への意見(廃棄物審議会の審議が公正でないことなど)も加えること。	意見調整会議は、事業者と関係住民との歩み寄りを確認するために開催するものである。県に対する意見は事前送付した論点整理とは別に、県の回答を付けて会議当日に配布している。

(2) 水利権者1名

会議開催日程の照会を幾度となく行っているが、その都度質問、意見等があり、県は回答してきたが、8月に日程調整への回答は留保すると表明している。

3 廃棄物審議会の開催

県は、10月に開催した意見調整会議での調整結果等について、廃棄物審議会を開催し意見をいただいた。

(1) 日時 平成30年11月12日(月)午前10時～11時30分

(2) 場所 中部総合事務所 第301会議室

(3) 審議会委員

専門分野	氏名	役職
廃棄物処理	田中 勝	公立鳥取環境大学客員教授
水環境	河原 長美	岡山大学名誉教授
廃棄物処理	花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師
大気環境	後藤 知伸	鳥取大学大学院工学研究科機械宇宙工学専攻教授
法律	足立 拓	弁護士
調停	清水 久代 (欠席)	元鳥取家庭裁判所米子支部家事調停委員
経営	酒田 礼子 (欠席)	鳥取県よろづ支援拠点コーディネーター

(4) 概要

- 会議を開催して意見調整を行った関係住民との調整結果については、審議会で審議していただいた結果、「事業者の対応は十分だが、関係住民と事業者の生活環境保全上の意見が乖離していること等により、関係住民の理解を得ることが難しい状況にある」との意見であった。
- 調整に応じていただいていない意見調整対象の関係住民については、県が意見調整会議に応じていただくよう再度調整すること等を報告し、審議会からは、調整は難しいと思うが、再度調整してみるようにと意見をいただいた。
- また、昨年11月に、米子市及び米子市議会から県に対し、審議会の意見を聴くなど遮水構造等の施設の安全性を十分に確認するよう要望が提出されていることから、要望のあった項目について事業計画の内容と専門家会議の意見等を示した上で、今回の審議会で意見をいただくこととなった。

<審議会委員の主な意見>

- ・意見調整会議で、事業者は丁寧に対応しているが、意見の乖離が埋められない状況だ。
- ・事業者は丁寧に回答しており、理解が得られた部分もあるが、想定以上の災害発生や風評被害も懸念されており、住民の気持ちは理解できるが、不安をすべて解消することは困難だと考える。
- ・下泉自治会等とは意見の調整は難しいと思うが、再度調整を行っていただきたい。
- ・下泉自治会は、意見調整に議事録の提出を求めているが、意見調整に議事録は不要と考える。

4 今後の予定

廃棄物審議会の意見を踏まえ、意見調整に応じていただいていない関係住民(下泉自治会等)に対して、意見調整会議に応じていただくよう、再度日程調整等を行っていく。

鳥取砂丘ビジターセンター開館記念式典及びオープニングフェスタの開催結果について

平成30年11月29日
緑豊かな自然課

10月26日(金)の鳥取砂丘ビジターセンター(東館)開館記念式典、10月27日(土)のオープニングイベント実施結果及び開館後の状況について報告する。

1 開館記念式典

- 日時：平成30年10月26日(金)午後1時～2時
- 出席者：国会議員、県議会議員、鳥取市議会議員、学識経験者、地元関係者等約80名
- 内容：内覧会及び駐大阪・神戸在日米国総領事館ディミトリー・バルマジス副領事による講演会



テープカット



オープニングアトラクション(福部保育園)

2 オープニングフェスタ

- 開催日：平成30年10月27日(土)
- 砂丘周辺イベント来場者数：約6,000人(うちビジターセンター入場者数 約2,300人)
- 鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会主催イベント

イベント名	概要	参加者数
とっとり肉肉カーニバル	鳥取県産の牛・豚・鳥・ジビエが楽しめるグルメ屋台が大集合	約5,000人
鳥取砂丘ナイトウォーク	鳥取砂丘の玄関口ビジターセンターを出発する初のナイトウォーク	11人

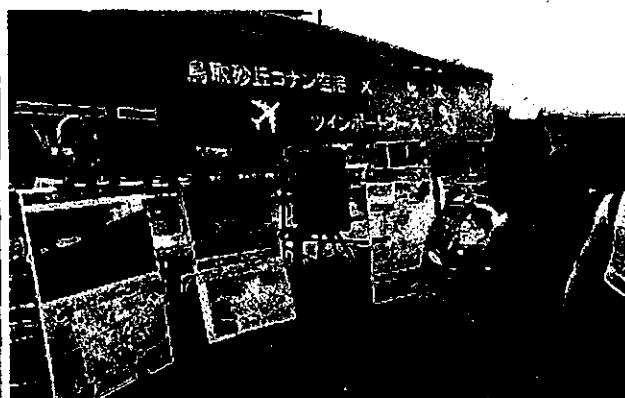
※強風・波浪により中止となったイベント ①砂ぞりミニ体験 ②鳥取砂丘×鳥取港「ゆったりクルージング」
③鳥取砂丘コナン空港発「山陰海岸ジオパーク遊覧飛行」

○その他の開催イベント

イベント名	概要	参加者数
ジオコムス無料体験試乗会	秋から新たに鳥取砂丘コースを開設した超小型E-Vジオコムスに乗って砂丘周辺を散策	20人
鳥取砂丘コナン空港発「謎解きのち旨イ肉ウォーク」	鳥取砂丘コナン空港から鳥取砂丘ビジターセンターまで謎解きしながらウォーキング	31人
鳥取砂丘らっきょう花マラソン(10月28日(日))	鳥取砂丘オアシス広場発着点とし、らっきょう花畑を走る	約1,800人



肉肉カーニバル



鳥取空港&鳥取港ツインポートPR

○鳥取砂丘インスタ映えキャンペーン（フォトコンテスト：9月13日（木）～12月28日（金））

・応募状況（11月25日時点）

「インスタ」映えコース：約430件、「砂丘の芸術」コース：約100件

※ビジターセンターのインスタグラムフォロワー数：約320件

3 ビジターセンター開館後の状況

- ・鳥取砂丘ビジターセンターの運営を担う管理運営協議会（環境省、県、鳥取市）を7月に設立し、市から館長、県から副館長を派遣し、新たに事務主任職員1名、ガイド担当職員3名、外国語対応職員1名を採用し、計7名体制で開館を迎えた。
- ・開館後の入場者数は11月25日時点で延べ22,944人、視察・校外学習団体数は延べ18団体となっている。

鳥取砂丘未来会議の発足について

平成30年11月29日
緑豊かな自然課

鳥取砂丘の多面的価値を時流に応じて高めていくため、ビジターセンターの開館を契機として、設立10年目となる鳥取砂丘再生会議を改組し、新たな構成員を迎えて保全と利活用の関係者が一堂に会して議論を行う「鳥取砂丘未来会議」を発足したので、概要を報告する。

1 鳥取砂丘未来会議設立総会

- (1) 日 時：平成30年11月20日(火) 10:00～11:45
- (2) 会 場：とりぎん文化会館第3会議室
- (3) 出席者：平井知事、深澤鳥取市長、委員等 32名
- (4) 内 容：規約の制定、役員を選出、意見交換

※ 今後、各委員の意見を整理し、次回の総会(1月下旬を予定)において、鳥取砂丘未来会議として取り組む内容を議論する予定。

2 鳥取砂丘未来会議の概要

(1) 目的

様々な主体が協働し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘の多面的価値を時流に応じて高め、鳥取砂丘及びその周辺地域の活性化に資する。

(2) 取組

- ①鳥取砂丘の保全と利活用の調和の取組、意見集約及び関係機関への提言
- ②鳥取砂丘の保全に関する調査及び取組、意見集約及び関係機関への提言
- ③鳥取砂丘及びその周辺の活性化に資する取組、意見集約及び関係機関への提言

(3) 組織

会長：松原雄平 鳥取大学特任教授

構成：

<活動団体>鳥取大砂丘観光協会、自然公園財団鳥取支部、鳥取青年会議所、
(新)鳥取砂丘アクティビティ協会、(新)浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会、
(新)山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会

<広域団体>鳥取市観光コンベンション協会、(新)麒麟のまち観光局、
(新)鳥取商工会議所、(新)鳥取県東部商工会産業支援センター

<地権者> 浜坂財産管理組合、湯山観光委員会

<学識者> 鳥取大学

<行 政> 環境省、鳥取県、鳥取市 (事務局：鳥取県と鳥取市)

(参考) 鳥取砂丘再生会議から鳥取砂丘未来会議への改組のポイント

- (1) 砂丘の活動団体、広域的団体(観光・経済等)が参加。

(アクティビティ協会、浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会、麒麟のまち観光局、
鳥取商工会議所等)

- (2) 3つの会議(全体会議、保全再生部会、利活用部会)を1つに統合し、その下に専門的な知見から助言・検証を行う「鳥取砂丘調査研究会」を設置。

また、検討テーマに応じて、ワーキンググループを設置することも可能としている。

第30回全国「みどりの愛護」のつどいの準備状況について

平成30年11月29日
緑豊かな自然課

平成31年春、鳥取市で開催する「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の準備状況について、つどいの開催に必要な総合企画の検討等を行う「第30回全国『みどりの愛護』のつどい第1回実行委員会及び幹事会合同会議」の開催結果等を報告する。

1 第30回全国「みどりの愛護」のつどい第1回実行委員会及び幹事会合同会議

- (1) 日 時 平成30年11月27日(火) 午前10時から
 (2) 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室
 (3) 出席者 会長 一般社団法人日本公園緑地協会 会長 有路 信
 委員 鳥取県知事 平井 伸治
 鳥取市長 深澤 義彦
 国土交通省 事務次官 森 昌文 代理 大臣官房審議官 長井 俊彦
 国土交通省 中国地方整備局長 水谷 誠 代理 建政部長 田井中 靖久

(4) 議事概要

- ・第30回全国「みどりの愛護」のつどいの基本計画の内容(行事概要、会場計画、記念植樹の樹種、みどりの愛護功労者表彰要綱(大臣、知事)、招待者等)を決定した。

2 基本計画の内容(抜粋)

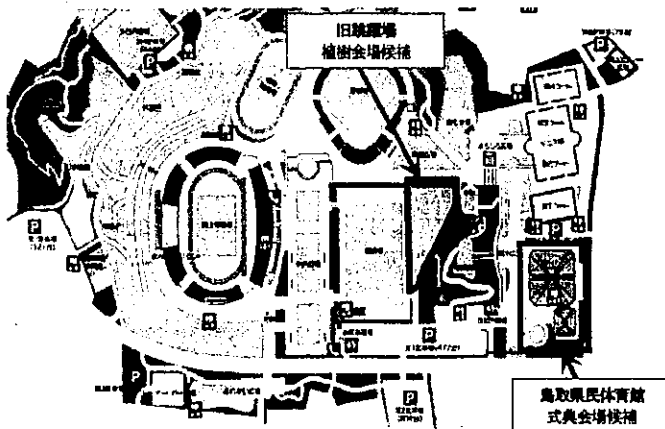
(1) 行事概要

所要時間	内 容
70分程度	◇参加者受付開始 (⇒参加者着席)
60分程度	◇ウェルカム演奏 ◇プロローグ(鳥取県を紹介する映像と共に伝統芸能の披露)
20分程度	◇休憩 ◇登壇者入場
35分程度	◇式典(10:10頃開始予定) ・国歌斉唱 ・挨拶(国土交通大臣、鳥取県知事、鳥取市長) ・「みどりの愛護」活動事例紹介 ・第30回「みどりの愛護」功労者 国土交通大臣表彰 ・第30回全国「みどりの愛護」のつどい記念鳥取県都市緑化功労者知事表彰 ・誓いの言葉
50分程度	◇記念植樹会場へ移動
15分程度	◇記念植樹プロローグ(伝統芸能)
10分程度	◇記念植樹(12:00頃終了予定)

(2) 会場計画

コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク(鳥取県立布勢総合運動公園)を会場とする。

- 1) 県民体育館 … メインアリーナにステージを仮設し、「式典会場」として利用する。
- 2) 旧跳躍場 … 「みどりの愛護」関係者等が参加する「記念植樹」の会場として利用する。



(3) 記念植樹の樹種

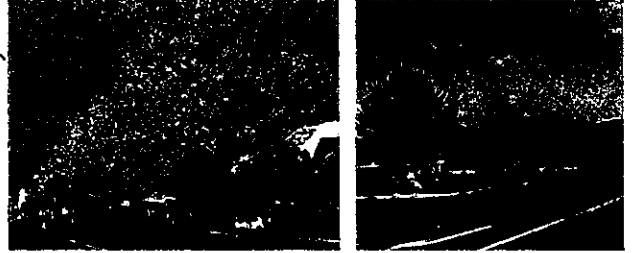
1) 樹種選定の基本的な考え方

- ① 鳥取の気候風土に合い、公園緑地や道路などに植栽され、会場の景観にふさわしい樹種
- ② 花や紅葉を見て楽しむことができる樹種
- ③ 鳥取県民、鳥取市民に親しまれる樹種

2) 選定樹種

■マメナシ

- ・バラ科ナシ属、落葉高木
- ・マメナシは、「梨」の台木として県内で生産され、鳥取県の梨生産の基礎を担っている樹種。
- ・「倉吉未来中心」や「東郷湖羽合臨海公園」等に植えられた樹木の開花と紅葉はとても美しく見応えがあることから「記念植樹」に相応しい。



■ヤマボウシ

- ・ミズキ科ミズキ、落葉高木
- ・鳥取の山野に広く自生するとともに、花と紅葉が美しく、親しみが深い。
- ・つどい開催時期頃が花期となることから、式典に彩りを添えるとともに、平成25年の「全国植樹祭」において皇后陛下がお手植えされた実績もあり「記念植樹」に相応しい。



(4) 招待者及び参加者等

- 1) 第30回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞者
 - 2) 第30回全国「みどりの愛護」のつどい記念鳥取県都市緑化功労者知事表彰受賞者
 - 3) 国会議員（鳥取県選出）
 - 4) 鳥取県議会議員
 - 5) 鳥取市議会議員
 - 6) 鳥取県内の各市町村長
 - 7) 鳥取県内の各市町村議会議長
 - 8) 全国緑化関係団体等
 - 9) 鳥取県内・鳥取市内の緑化関係団体
 - 10) 報道関係者
 - 11) 主催者（実行委員会）関係職員
 - 12) その他行政機関・民間団体ほか
- 上記招待者850名程度を予定。
○出演者、運営スタッフ等を含め、参加者の総数としては、1,500名程度を予定。

(5) その他

1) 県内市町村を植栽でつなぐ「みどりのリレー」実施状況（11月29日現在）

これまでに、17市町のイベントに出向いて、市町村の長によるコンテナガーデンの植栽と特製「移植ごて」のリレーを行った。つどい開催までに残り2市町村でリレーを行う予定としている。

2) 第30回全国「みどりの愛護」のつどい開催記念イベント（「みどりの愛護フェア」（仮称））

つどい式典会場に近接する湖山池公園内の「湖山池オアシスパーク」において、花と緑のまちづくりに関する意識の普及啓発を目的とする「みどりの愛護フェア」（仮称）を開催する。

- ・期日 第30回全国「みどりの愛護」のつどいと同日開催
- ・場所 湖山池オアシスパーク（予定）
- ・主催 花と緑のフェア実行委員会（県、市、（一社）鳥取県造園建設業協会ほか）

鳥取県住宅供給公社の経営健全化方針策定について

平成30年11月29日
住まいまちづくり課

鳥取県住宅供給公社が平成28年度、29年度の2期連続で債務超過になったことから、県では平成30年度末を目途に公社の経営健全化方針の策定を進めており、その経緯等について報告する。

1 住宅供給公社の経営状況

住宅供給公社では、平成15年度に公社の中期的経営計画、平成20年度に再生計画、平成24年度に第2次再生計画を策定し、現在は第2次再生計画に基づき、着実な保有宅地の販売に注力している。

平成25年度以降は第2次再生計画に沿って概ね順調に保有宅地を販売してきたが、平成28、29年度で計約1億5千万円余りの特別損失を計上したため、平成28年度は16,102千円、平成29年度は122,013千円と2期連続で債務超過となった。

(1) これまでの公社経営計画の見直し状況

年度	経営計画	経営見直し及び県の財政支援の概要
平成15年度	中期的経営計画	バブル崩壊後の住宅需要の落ち込みにより事業採算が悪化。平成15年3月の住宅供給公社のあり方検討委員会の提言及びこれを受けて定めた住宅供給公社の在り方に関する基本方針を踏まえ、中期的経営計画を策定。当面は保有宅地の処分（宅地分譲）に専念。
平成20年度	再生計画	経済情勢の悪化及び金利の高騰が経営を大きく圧迫している状況を踏まえ、再生計画を策定。県営住宅の管理代行受託、県貸付金（経営安定化資金約22億円）による金融機関借入金の返済を実施。
平成24年度	第2次再生計画	想定を上回る宅地価格の下落により再生計画の達成が困難となり、さらに厳しい経営となる可能性が高いことなどから、今後の経営について点検し、第2次再生計画を策定。 ・計画策定に伴い、県貸付金（経営安定化資金）の変更契約 最終返済期日 H35.3.31→H45.3.31 年間償還額 2億円→1.1億円 利率 年0.5%→H25年度以降無利息

(2) 分譲宅地の販売状況

分譲宅地の販売は、第2次再生計画における販売計画に沿って概ね順調に推移している。

<販売区画数・販売額の推移>

(単位：区画、千円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	計	
販売区画数	計画	18	18	16	16	14	82
	実績	13	17	20	23	22	95
販売額	計画	154,252	160,938	136,094	215,284	134,496	801,064
	実績	118,201	140,534	148,500	145,229	184,533	736,997

(3) 人件費の削減、県の貸付金の返済状況

組織体制、役員報酬、職員給与の見直しにより人件費を削減(H25～H29年度で▲17,566千円) 県貸付金（経営安定化資金）は、平成24年度以降、毎年計画どおり返済中である。

2 特別損失の概要

時期	特別損失額	内容
平成28～29年度	150,041千円	公社が平成11～13年度に施工した岩戸団地（鳥取市福部村）の団地内道路の路面に隆起が発生、平成27年度に鳥取市が原因を調査した結果、砕石の代わりに路盤材に使用された鉄鋼スラグの膨張が原因であったことが判明。鳥取市から公社の費用負担による道路改修工事の実施を求められ、公社として責任を認めて、平成28、29年度に道路改修工事を実施したことにより、その費用を損失として計上。

※鉄鋼スラグはJIS規格品であり、路盤材に使用することは認められている。ただし、エージング処理（物質が安定するまで一定期間、野ざらしにする作業）が不足した場合に膨張する性質がある。

(1) 公社としての賠償責任の有無と施工者への求償の可否

平成 13 年末に同団地内道路でクラックが発生したため、公社は施工者に調査を指示。施工者は平成 14 年 1 月に公社に、設計仕様でない鉄鋼スラグを砕石に代えて使用したことが原因であること及び補修工事計画を報告した。公社は事後ではあるが鉄鋼スラグの使用を認め、施工者は道路のクラック補修を行ったが、公社はこの経緯を福部村に報告していなかったことから、公社に賠償責任があるものと判断された。

賠償責任の判断に先立ち、弁護士に意見を求めたが、公社の賠償責任は免れず、施工業者への求償は困難との見解であったため、施工者への求償は断念した。

< 弁護士の見解 >

鳥取市に対する賠償責任	公社は、鉄鋼スラグの使用を認めているが、福部村に報告しておらず、これが不法行為に当たる。不法行為による賠償責任の時効は 20 年、不法行為を知った時から 3 年なので、本件は時効が成立しておらず、公社は責任を免れられない。
施工者に対する求償について	公社は、平成 14 年 1 月に施工者から鉄鋼スラグの使用が原因であることについて報告を受けており、不法行為の時効は知ったときから 3 年、債務不履行の時効 10 年でいずれも時効が成立しており賠償請求は困難。

(2) 本件に係る責任追及について

本件の発生を受けて、施工者、公社関係職員への聞き取り、関係書類の調査により、原因の究明、責任の追及を行ったが、竣工後約 15 年が経過しており、書類の保存期間が 10 年であるため、該当部分の工事書類等が十分保管されておらず、責任の所在の特定には至らなかった。

平成 13 年度当時、施工者は補修工事を行い、経過観察により異常があれば再補修にも応じるよう申し出ており、施工後 1 年以上が経過すれば鉄鋼スラグの膨張も収束するだろうとの判断から、道路改修工事まで必要な事案になることが公社全体として認識できていなかった。

補修工事以降、福部村、鳥取市は同団地の路面隆起の補修工事を複数実施しているが、平成 27 年度に至るまで公社には相談がなく、施工者に対する瑕疵担保責任の追及を逸していることから、これ以上の責任の追及は困難と判断した。

3 経営健全化方針の策定について

総務省からは財政的リスクを抱える第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対して第三セクター等の経営健全化方針を策定するよう通知が発出されている。本県では今年度中に公社の経営健全化方針の策定を求められており、現在、外部有識者の意見も踏まえ、経営健全化方針の策定を進めている。

(1) 経営健全化方針の方向性

第 2 次再生計画を見直し、以下の方策により、平成 37 年度までに債務超過を解消したいと考えている。

方策	概要
分譲宅地の販売	第 2 次再生計画の販売計画を見直し、H30～37 年度で 86 区画を販売。
開発を要請した市町による残区画の買取りの実行	宅地開発にあたり、販売後に残区画が生じた場合は市町が買い取る旨の覚書を締結した市町に対して、覚書に基づく買取を要請。
人件費の削減	平成 33 年度までに定年退職する正職員 2 名を再任用職員に置き換えるなど順次職員数を削減。
新規事業の実施	これまで培ったノウハウを活かし、市町営住宅の管理代行業など公社として社会的意義が果たせる新たな事業に取り組む。

(2) 策定スケジュール (案)

平成 30 年 11 月 30 日 経営健全化方針案に係る外部有識者からの意見聴取 (第 1 回)
平成 30 年 12 月下旬 経営健全化方針案に係る外部有識者からの意見聴取 (第 2 回)
平成 31 年 2 月 経営健全化方針を常任委員会に報告
平成 31 年 3 月 ホームページにより公表

<参 考>

1 岩戸団地道路改修工事に至る対応経過

- 平成 11～13 年度に公社が岩戸団地を造成（3 工区を 3 業者により施工）
- 平成 13 年末に団地内道路にクラックが発生し、公社は施工者に調査を指示。
- 平成 14 年 1 月に施工者が公社に報告書を提出、路盤材として設計書にない鉄鋼スラグを、変更承認を受けずに使用し、これが膨張したことが原因と判明。合わせて補修工事計画を報告。
- 平成 14 年 1 月に施工者がクラック補修工事を実施。
- 平成 14 年～平成 27 年、福部村、鳥取市において道路補修工事を実施。
- 平成 28 年 1 月に鳥取市が岩戸団地の道路の隆起について調査したところ、鉄鋼スラグの膨張が原因と判明したため、公社の費用負担により道路改修工事を求める申し入れがあった。
- 平成 28 年 2 月～3 月に当時の経緯、鉄鋼スラグの使用について、工事関係書類の調査や当時の関係職員・施工者へ聴取を実施。
- 確認できた資料及び関係者への聴取から、施工者が公社の承認を得ずに鉄鋼スラグを使用し、その後公社が使用を追認したこと、完成後の路面隆起等に関して施工者から公社に不良鉄鋼スラグの使用が想定される旨の報告書が提出されたことを確認。
- 平成 28 年 6 月に公社として道路改修工事を実施する方針を決定。
- 平成 28 年 7 月に道路改修工事設計委託を発注
- 平成 28 年 11 月に道路改修工事を発注
- 平成 28 年 12 月 8 日から平成 29 年 6 月 5 日の工期で道路改修工事を実施。

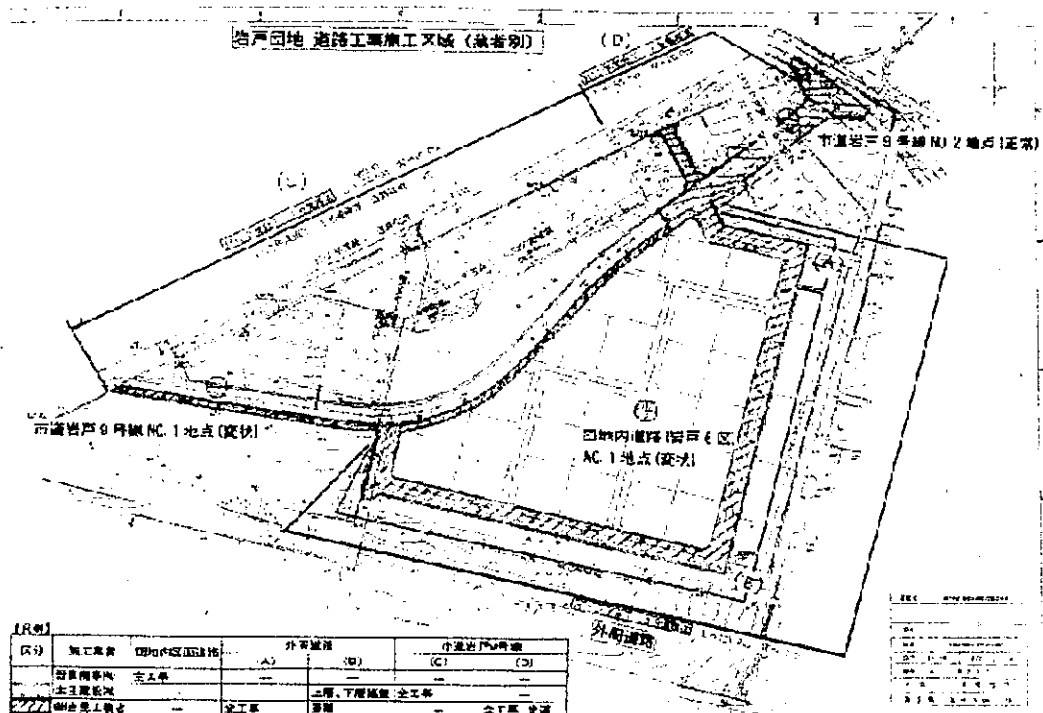
<岩戸団地道路改修工事の概要>

内 容	金 額
設計業務委託・監督補助委託	5,359 千円
土質調査等	1,015 千円
道路改修工事	143,667 千円
計	150,041 千円

2 岩戸団地造成工事概要

- 1 所在地 鳥取市福部町細川
 - 2 面積 1.1ha
 - 3 造成期間 平成 11～13 年
 - 4 全体区画数 29 区画
 - 5 事業目的 岩戸地区漁業集落環境整備事業に伴う移転者の住宅団地としての開発
- ※問題となっている「設計にない鉄鋼スラグ」を使用し道路が隆起しているのは、黄色、緑の道路部分、青の道路部分は設計どおりの砕石であることから現地も問題なし。

<施工区域>



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

変更契約		主務課		平成30年11月29日 住まいまちづくり課			
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅緑町第二団地第一期住戸改善工事(54-4棟)(建築)	鳥取市 立川町 六丁目	こおげ建設株式会社 代表取締役 山根 敏樹	(当初契約額) 235,440,000円	平成29年11月28日 ～平成30年10月31日	(当初契約年月日) 平成29年11月27日	
				(第1回変更契約額) 244,437,480円	(変更なし)	(変更契約年月日) 平成30年10月18日	(第1回変更)

国土交通大臣認定に不適合の免震オイルダンパーへの対応状況について

平成30年11月29日
住まいまちづくり課

KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株) (以下「KYB」とする。)が製造した国土交通大臣認定に適合しない免震・制震オイルダンパー (以下「ダンパー」とする。)が県内3病院において使用されていたことを受けた、これまでの対応状況等について報告する。

1 本件事案の概要

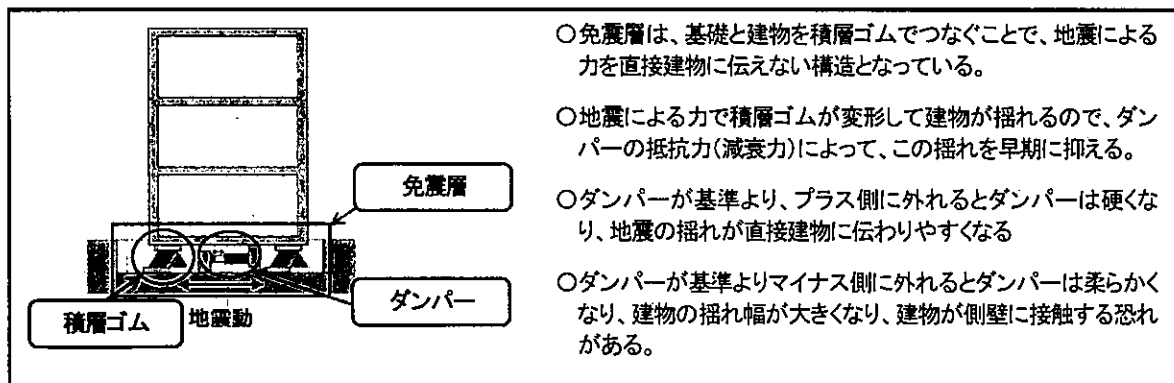
KYBが製造・販売したダンパーの一部について、同社工場において性能検査記録データの書換え等を行い、国土交通大臣認定の基準又は顧客との契約による基準を満たさない製品が全国986施設で使用されていることが10月16日に公表された。このうち県内では県立中央病院、鳥取赤十字病院、西伯病院の3施設で問題のダンパーが使用されていることが判明した。

KYBでは、性能検査において基準を外れた製品は、一旦分解して基準に収まるまで調整を行うことになっているが、2003年頃からこの手順を踏まず検査データを書換え、適合品として出荷していた。

※基準(許容値): 国土交通大臣認定の基準は規格値±15%、顧客との契約仕様は規格値±10%

検査データを書換えは、検査データ処理ソフトに付属する温度補正プログラムを呼出し、そこに補正係数を入力する方法で行われ、検査データが基準に収まるように調整していた。

<免震ダンパーの役割と基準を外れた場合の影響>



2 本件事案への県の対応

(1) KYBに対する抗議

10月17日にKYBに対して、抗議文及び電話により厳重に抗議し、速やかな謝罪と説明を求めた。

(2) 建築基準法第12条第5項に基づく報告の請求

○県からの厳重抗議を受け、10月23日にKYB役員が来鳥し、県及び3病院に対し謝罪及び状況説明を行った。

○同日、県及び特定行政庁からKYB及び施工業者に対して、建築基準法第12条第5項に基づく施工状況の報告を求めるとともに必要な対応を速やかに行うよう指導した。

<指導内容>

- ・所有者への丁寧な説明
- ・検査データ書換えの有無と書換えがあった場合の検査データの提出を含む施工状況の報告
- ・現状の建物の構造安全性の検証及び第三者機関による確認
(国土交通省が定める方法により、震度6から7強の地震で倒壊、崩壊しないことを確認)
- ・ダンパー交換等の速やかな実施
- ・原因究明と再発防止策の報告

○KYB及び施工業者からの施工状況報告を10月29日付で受理。

<報告の概要>

- ・書換えの有無の判断について、性能検査票に補正係数の記載がある施設のものは書換え有と判断し(西伯病院)、記載がない施設のものは書換えの有無が不明のため、全て不適合と判断した(鳥取赤十字病院、県立中央病院)。(数年前から性能検査票への記載をしなくなったため、書換えの有無が不明となった。)

- ・試験機内の書換え前の検査データ及び書換えの痕跡となる資料の提出を求めたが、社内調査の結果、試験機内の電子ファイルが消去されており、資料の検索は打ち切りとなった。

< 3病院のダンパー本数、適合状況等 >

病院名	ダンパー本数	適合状況
県立中央病院	20本	大臣認定に全て不適合（検査データの書換えの有無が不明）
鳥取赤十字病院	8本	大臣認定に全て不適合（検査データの書換えの有無が不明）
西伯病院	8本	4本で検査データの書換えあり。 うち2本が大臣認定に不適合、1本が契約仕様に不適合

(3) ダンパー問題対応相談窓口の設置

県立中央病院で取り外した5本のダンパーが全て契約仕様に不合格との結果を受け、11月8日に「免震オイルダンパー問題対応相談窓口」を住まいまちづくり課に設置し、各病院の支援体制を強化している。特定行政庁と連携して、各病院とKYB、各設計事務所、工事施工者との連絡調整を行い、ダンパーの交換等の速やかな実施を支援する。

< 対応相談・調整内容 >

- ・各病院からの対応相談
- ・各病院とKYB、各設計事務所、工事施工者との連絡調整
- ・各設計事務所、工事施工者に対するダンパーの交換等に係る技術的助言

3 ダンパーの交換方法及び施工手順

(1) ダンパー交換方法

- ・ダンパーの交換は、新品のダンパーに交換する方法と、現在ついているダンパーを取り外して性能検査を行い基準に収まるまで再調整した上で、適合を確認したものを再取付する方法がある。
- ・新品のダンパーに交換する場合は、ダンパーの製作に最低5か月、最長で2年かかると言われているが、再調整の場合は、短期間で交換が可能である。（施設所有者側の意向によっていずれかの方法を選択できる。）
- ・現在は、検査データの書換えができないよう検査データ処理ソフトが改修されており、性能検査はカヤバシステムマシナリー(株)三重工場（以下「三重工場」）で、第三者機関の立会いのもと行われている。

(2) ダンパー交換の施工手順

< 新品ダンパーの場合 >

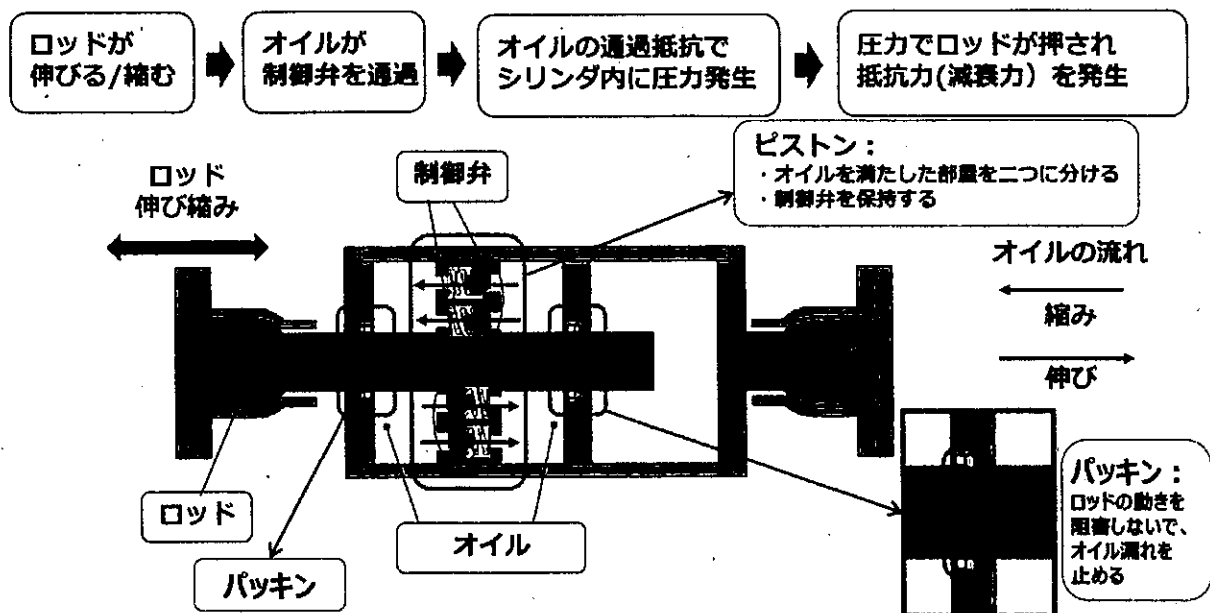
現状の構造安全検証を行った後、新たなダンパーを製作して順次施設に搬入し、交換する。

< 再調整の場合 >

現状の構造安全検証を行った後、同時期に取り外しても構造安全上支障のないダンパーの本数を算出し、取り外し可能なダンパーの本数ごとに取り外し、性能検査、再調整、再取付の手順を繰り返す。

施工手順：取り外し→運搬→性能検査→制御弁等の調整（検査不合格の場合）→第三者機関（一般財団法人日本建築センター）立会いの性能検査→運搬→再取付

< ダンパーの構造（減衰力発生の仕組み） >



4 3病院の構造安全性検証及び交換等作業の状況（11月16日時点）

病院名	構造安全性の検証	交換作業の状況
県立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> 10月31日に設計事務所による構造安全性の検証が完了。現在、第三者機関で確認中。 性能検査、再調整にあたり、同時期に8本取り外しても構造安全上支障がないことを設計事務所が確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ダンパー20本を5本、8本、7本の3グループに分けて取り外し、三重工場で性能検査、再調整の上、大臣認定への適合を確認後、再取付を行う。 11月6日から作業を開始、11月13日に1グループ目の再取付が完了、12月14日までに全ての交換作業が完了する予定。
鳥取赤十字病院	<ul style="list-style-type: none"> 11月8日に設計事務所による構造安全性の検証が完了。11月16日に第三者機関の確認が完了。 性能検査、再調整にあたり、同時期に4本取り外しても構造安全上支障がないことを設計事務所が確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ダンパー8本を4本ずつの2グループに分けて、取り外し、三重工場で性能検査、再調整の上、大臣認定への適合を確認後、再取付を行う予定。 現在、三重工場の性能検査の受け入れ体制、交換作業の工程を施工者が調整中
西伯病院	<ul style="list-style-type: none"> 11月14日に設計事務所による構造安全性の検証が完了。第三者機関の確認を準備中。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、ダンパー3本の交換方法について、病院とKYBで調整中。

<参考>

1 県立中央病院のダンパーの性能検査結果について

○県立中央病院の1グループ目のダンパー5本を取り外し、三重工場において自主検査を行った結果、5本全てが契約仕様に不適合であった。

検査日	判定	本数	基準	性能検査の検査値
11月7日	大臣認定基準、契約仕様ともに不適合	1本	±15%	+16.25%
	大臣認定基準に適合、契約仕様に不適合	4本	±10%	+11.37%、+11.41% +14.26%、+14.32%

※大臣認定基準は規格値±15%以内、県立中央病院の契約仕様は規格値±10%

○不適合となったダンパー5本は、分解してバルブ等を調整し、再度自主検査を行った上で、第三者機関立会いの性能検査を実施し、5本全てが適合品となった。

検査日	判定	本数	基準	性能検査の検査値
11月9日	大臣認定基準、契約仕様ともに適合	2本	±10%	+8.60%、+3.09%
11月11日	大臣認定基準、契約仕様ともに適合	3本	±10%	+8.88%、+3.41% +8.25%

2 免震オイルダンパー検査データ書換え事案の経緯

- 10月16日 KYBが免震・制震オイルダンパーの検査データを改ざんし、986件の建物に設置したと発表
- 10月17日 国交省が免震装置メーカー88社に改ざんの有無を年内に報告するよう要請
- 10月19日 KYBが不適格なオイルダンパーが使われている建物名を一部公表
- 10月23日 川金ホールディングスも免震・制震ダンパーの検査データの書換えを行っており、不適合のダンパーを93件の建物に設置したことを公表（県内には不適合のダンパーが使用された施設はなし）。国交省は同日、他のダンパー製造メーカー88社に要請した調査の一部項目について報告期限を10月26日に前倒したが、KYB、川金の2社以外のメーカーでは不正はなかった。
- 10月26日 KYBが不適格なオイルダンパーが使われている建物名を追加公表（西伯病院を公表）
- 11月2日 KYBが不適格なオイルダンパーが使われている建物名を追加公表（県立中央病院、鳥取赤十字病院を公表）
- 11月16日 KYBが免震・制震オイルダンパー検査工程等における新たな不適切行為が判明したことを公表（詳細が不明のため、早急に説明するようKYBに求めているところ）

住宅耐震化の促進に係る相互協力に関する協定書調印式の実施について

平成30年11月29日
住まいまちづくり課

県内の住宅耐震化の促進のため、鳥取県、株式会社鳥取銀行及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社の3者で相互協力に関する協定を締結することとし、下記のとおり協定書の調印式を行ったので、報告する。

1 協定の目的

鳥取県耐震改修促進計画で目標としている平成32年度末の住宅耐震化率89%を達成するため、補助制度の拡充、低コスト耐震改修工法の普及等の現状の取組に加え、民間事業者と協力し、県民に対し住宅耐震化の重要性や耐震改修補助制度を広く普及啓発することにより、住宅耐震化を推進する。

2 協定までの経緯

住宅耐震化が進んでいる高知県の高知銀行では、リフォームに併せて住宅耐震化を行った場合、リフォームローンの金利を引き下げている。この事例を参考に(株)鳥取銀行に相談をしたところ、損害保険ジャパン日本興亜(株)を含め3者で住宅耐震化に向け相互協力することについて提案があり、協定に至ったものである。

3 相互協力の内容

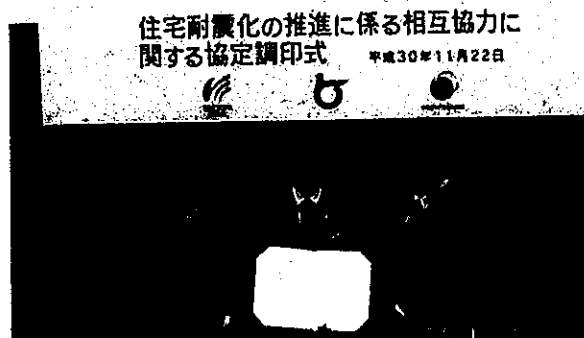
- ・住宅耐震化、補助制度の普及啓発に関すること。
- ・リフォーム融資等に係る情報提供及び相談に関すること。
- ・地震保険の普及啓発に関すること。
- ・その他上記の目的の達成に関すること。

4 相互協力に係る具体的な取組み

区分	具体的な取組
県	○補助制度に合わせた地震保険、リフォーム融資の情報提供 ・住宅耐震化普及啓発パンフレット等を作成 ・自治会等での住宅耐震化出前説明会の開催
株式会社鳥取銀行	○耐震改修補助対象住宅のリフォーム融資の金利優遇(▲0.2%) ○住宅耐震化補助制度に関する情報提供、普及啓発への協力 ・各支店で県が作成したパンフレットを配布 ・リフォーム融資相談における補助制度の情報提供
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	○耐震改修補助対象住宅の地震保険の割引(現在も実施中) ○住宅耐震化補助制度に関する情報提供、普及啓発への協力 ・各保険代理店で県が作成したパンフレットを配布 ・保険相談における耐震化補助制度の情報提供

5 調印式(概要)

- (1) 日時 平成30年11月22日(木)
16時40分から17時
- (2) 場所 知事公邸
- (3) 出席者 (株)鳥取銀行
取締役専務執行役員 穂山 誠(代理)
損害保険ジャパン日本興亜(株)
山陰支店長 小泉 俊也
鳥取県知事 平井 伸治



住宅耐震化の推進に係る相互協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と株式会社鳥取銀行（以下「乙」という。）及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「丙」という。）は、甲が実施する住宅耐震化のための施策、乙が実施する住宅金利に係る取組及び丙が実施する地震保険の普及に係る業務に関する相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に協力・連携し、住宅耐震化及び補助事業の推進及び普及を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる事項を協力して実施する。

- 一 住宅耐震化の普及啓発に関すること。
- 二 リフォーム融資等に係る情報提供及び相談に関すること。
- 三 地震保険の普及啓発に関すること。
- 四 その他上記の目的の達成に関すること。

（秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に関連して知り得た次の各号に掲げる情報を本協定に関連する業務以外の自己の業務に使用し、又は相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

- 一 相手方固有の業務上、営業上及び技術上の秘密
 - 二 個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に規定する個人情報をいう。）
- 2 甲、乙及び丙は、前項の規定にかかわらず、相手方固有の業務上、営業上及び技術上の秘密のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を自己の業務に使用し、又は第三者に提供することができる。
- 一 開示の時点で既に公知の情報又はその開示を受けた当事者の責めによらず公知となった情報
 - 二 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - 三 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報
 - 四 開示を受けた当事者が、開示された情報によらず独自に開発した情報
- 3 甲、乙及び丙は、第1項に定めるもののほか、第7条に基づく検討の内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 甲、乙及び丙は、本協定が第8条に定める有効期間の満了又は第9条による解除により効力を失った後も、第1項及び第3項による秘密保持の義務を負う。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、第3条に定めるところによるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（情報の返却及び廃棄）

第5条 甲、乙及び丙は、相手方から提供された情報が不要となった場合は、速やかに相手方に返却し、又は情報の復元若しくは判読が不可能な方法により消去若しくは廃棄するものとする。

（要綱等の改廃に関する通知）

第6条 甲は、補助事業に係る要綱等を改廃するときは、改廃の効力発生の1か月前までに、改廃に係る情報を乙及び丙に通知する。

（協力業務の検討）

第7条 甲、乙及び丙は、原則として年1回以上、本協定に基づき相互協力する業務について検討を行う機会を設けるものとする。

（協定の期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前月末日までに別段の意思表示がなかった場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 甲、乙及び丙は、相手方に対して、本協定を解除しようとする日の1か月前までに書面による通知をなすことにより、第3条第4項に規定する義務を除き、相手方に何らの責任を負うことなく、本協定を解除することができる。

（協定の効力）

第10条 前2条により本協定が有効期間満了又は解除となる場合において、本協定の有効期間満了前又は解除前に合意した具体的な対象に係る業務協力については、本協定は効力を失わないものとする。

（その他）

第11条 本協定を変更する必要がある場合、本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

上記協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年11月22日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

乙 鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地 株式会社鳥取銀行 代表取締役 平井 耕司

丙 鳥根県松江市御手船場町549-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 山陰支店長 小泉 俊也

上下水道の持続的経営に向けた鳥取県広域化・共同化等検討会（第3回）の概要について

平成30年11月29日
 暮らしの安心局水環境保全課

水道及び下水道の持続可能な経営確保に向けた広域化・共同化等について、各流域別に第3回の検討会を開催したので、概要を報告する。

<検討会の経過>

○平成30年度から流域毎に開催しており、第1回は副町長、水道局長、下水道部長等が参加し、方向性を確認した。第2回からは担当課長等で実務者レベルでの検討を開始し、第3回では水道は経営に関する事項、下水道は各市町村の今後の構想・施設統廃合等に関する意見交換を実施した。

1 検討会の概要

(1) 下水道

- 日 時：平成30年10月18日（東部19名）、23日（中部25名）、17日（西部22名）
- 出席者：延べ66名（市町村：上下水道担当課長・事業及び財政担当者、中部ふるさと広域連合 等）
- 議 題：鳥取県生活排水施設整備構想（案）等

(2) 水道

- 日 時：平成30年11月12日（東部17名）、16日（中部20名）、19日（西部19名）
- 出席者：延べ56名（市町村：上下水道担当課長・事業及び財政担当者）
- 議 題：平成28年度決算状況、経営に関する指標、水道ビジョン等

2 主な検討内容

(1) 下水道

○12市町において、今後10年間を目途に、処理施設の集約化として29箇所の統廃合を検討しており、生活排水処理施設構想案と今後検討会で研究する事項をとりまとめた。

- ・施設の統廃合（集落排水等の統合：9箇所、集落排水から公共下水へ：19箇所、公共下水の統合：1箇所）
- ・広域化・共同化等検討会での研究事項

区 分	内 容
東部地区	◇若桜町、智頭町、八頭町の汚泥について鳥取市の秋里処理場で受入れ・焼却を検討
中部地区	◇天神川流域下水道の処理区域の拡大やし尿処理施設との連携の可能性を検討 （中部ふるさと広域連合は、し尿処理施設「中部クリーンセンター」のあり方を検討中）
西部地区	◇日野郡3町と日吉津村・大山町・南部町の汚泥処理の取組の課題や今後の方向性を検討 （米子市は「生活排水のあり方」、西部広域行政管理組合は「浄化場のあり方」を検討中）
共 通	◇し尿処理施設と公共下水（または流域下水）との連携処理の可能性を検討 ◇農業集落排水施設の統廃合及び公共下水（または流域下水）との接続の可能性を検討 ◇山間部、集合処理困難地域では、市町村設置型等の合併処理浄化槽の導入・普及を検討

(2) 水道

- ・平成28年度の公営企業会計決算状況及び経営指標等を示し、各市町の経営の特色や課題及び解決策等について意見交換した。
- ・経常収支比率（100%以上が概ね妥当）は、上水道の12市町のうち10市町が100%以上である。一方、簡易水道は11市町のうち10市町が100%未満であり、ハード統合が困難な場合でも、まずは経営統合を進める必要性を改めて確認した。
- ・共同化では、簡易水道の町同士での公営企業会計システム共同利用の検討が始まっている。
- ・給水原価（有収水量1m³あたりの費用）、料金回収率（給水原価を供給単価で除した値（100%目安）、有収率（施設の稼働が収益につながる率（100%目安））等について、各指標を確認し、流域ごとにお互いの経営状況を共有した。
- ・建設改良・設備更新では、下水道敷設に併せて水道管更新を行い更新率は非常に良好であること、毎年度の予算規模は減価償却費相当額を目安としていること等、各市町ごとの工夫について共有した。
- ・今後、町の総合計画策定に併せて、新水道ビジョン策定に取組むこと、市町毎に料金改定等の検討を進める方針があること等を確認した。

3 今後の進め方

- ・第4回は専門家を招聘し、第3回までの検討会の進め方について評価していただいた上で次年度検討会への助言を受ける。
- ・引き続き各市町村の抱える課題を拾い上げ、共同処理等可能な事務を検討する。
（水道は水質検査等の事務の共同処理、下水道は汚泥共同処理の拡充 等）

◇共同処理可能と考えられる事務

- 会計システムの利用、会計士派遣、施設等の維持管理・下水道料金の検針及び賦課徴収、水質検査、薬品購入 等
- 汚泥処理、集落排水施設の下水道への統合 等

鳥取県生活排水処理施設整備構想(案)に係るパブリックコメントの実施について

平成30年11月29日
くらしの安心局水環境保全課

国土交通省(公共下水道)、農林水産省(集落排水)及び環境省(合併処理浄化槽)の3省合同通知に基づいて、平成30年度内に「鳥取県生活排水処理施設整備構想」を策定するにあたり、構想(案)のパブリックコメントを実施するので、報告する。

〔鳥取県生活排水処理施設整備構想〕について

市町村が生活排水処理施設(公共下水、農業集落排水、浄化槽等)の有する特性、経済性等を勘案して、社会情勢の変化等に応じた効率的な整備を行うアクションプランを作成し、県は、市町村のプランをベースに、平成38年度末までの施設整備目標(生活排水処理人口普及率95%以上)を定める。

(第1次はH14策定、第2次はH24策定 ◇整備率の進捗 60.1%(H12)⇒90.7%(H22)⇒94.3%(H32目標))

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成30年12月7日(金)から12月20日(木)まで(予定)
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 構想(案)の概要

- (1) 生活排水処理人口普及率の目標値を設定
 - ア 平成38年度末の目標値を設定する。
 - ・現行93.6%(H29年度末時点で全国12位)を今後、8年間(H38年度末まで)で97.6%(4%アップ)とする。
 - イ 概成の遅れている(普及率95%未満)市町村の公共下水道の整備と集合処理困難地域における合併処理浄化槽(市町村設置型または個人設置型)の整備を推進する。

※県平均93.6%を下回る自治体

(米子市、境港市、琴浦町、南部町、日南町、日野町(普及率は約88~91%))

- (2) 広域化・共同化の推進
 - ア 農業集落排水処理施設の統合・廃止及び公共下水道への接続等に係る29事業を実施する。
 - イ 市町村を超えた広域化・共同化等は、現在、検討会で協議している3流域別の方向性を提示する。



◇広域化・共同化等検討会での方向性

区分	内容
東部地区	◇若桜町、智頭町、八頭町の汚泥について鳥取市の秋里処理場で受入れ・焼却を検討
中部地区	◇天神川流域下水道の処理区域の拡大やし尿処理施設との連携の可能性を検討 (中部ふるさと広域連合は、し尿処理施設「中部クリーンセンター」のあり方を検討中)
西部地区	◇日野郡3町と日吉津村・大山町・南部町の汚泥処理の取組の課題や今後の方向性を検討 (米子市は「生活排水のあり方」、西部広域行政管理組合は「浄化場のあり方」を検討中)
共通	◇し尿処理施設と公共下水道(または流域下水道)との連携処理の可能性を検討 ◇農業集落排水施設の統廃合及び公共下水道(又は流域下水道)への接続の可能性を検討 ◇山間部、集合処理困難地域では、合併処理浄化槽の導入・普及を検討

3 今後のスケジュール

- 平成31年1月上旬 パブリックコメントへの対応を県ホームページ(とりネット)で公表
" 1月中旬 常任委員会でパブリックコメントの結果を報告
" 1月下旬 構想の策定
" 2月以降 構想を県ホームページ(とりネット)で公表

(参考) 各市町村が検討している農業集落排水施設等の統廃合

市町村	整備種別変更処理区（整備種別変更）	完了時期
鳥取市	○本高・南東郷処理区を東郷処理区に統合（集落排水→集落排水）	10年以内
	○蔵内処理区を日置谷処理区に統合（集落排水→集落排水）	平成38年以降
	○社東処理区を社中処理区に統合（同上）	
	○山湯山処理区を秋里処理区に統合（集落排水→公共下水）	
	○津ノ井処理区を秋里処理区に統合（同上）	
米子市	○集排処理区の一部を公共下水道に統合（検討中）（集落排水→公共下水）	平成38年以降
倉吉市	○小田地区処理区を公共下水道に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
	○横田地区処理区を公共下水道に統合（同上）	
	○関金地区処理区を公共下水道に統合（同上）	
八頭町	○日下部処理区を安部中央処理区に統合（集落排水→集落排水）	10年以内
	○日田処理区を丹比中央処理区に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
	○下徳丸処理区を丹比中央処理区に統合（同上）	
三朝町	○旭南処理場を公共下水道に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
湯梨浜町	○石脇処理区を泊処理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
	○川上・高辻方面処理区を公共下水道に統合（同上）	
琴浦町	○倉坂処理区を東伯処理区に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
	○伊勢崎処理区を東伯処理区に統合（同上）	
	○古布庄北処理区を東伯処理区に統合（同上）	
北栄町	○島処理区を北条処理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
	○北条処理区を大栄処理区に統合（公共下水→公共下水）	平成38年以降
日吉津村	○日吉津処理区を日吉津処理区に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
大山町	○名和処理区を名和処理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
	○大山口処理区、清原末長処理区を中高所子処理区に統合（同上）	
	○上野福尾処理区を国信末吉処理区に統合（集落排水→集落排水）	
	○赤坂下甲処理区を御崎処理区に統合（同上）	平成38年以降
○稲光平田処理区を長田保田処理区に統合（同上）		
伯耆町	○半川処理区、須村処理区を久古処理区に統合（集落排水→集落排水）	10年以内
	○久古処理区の一部を遠藤処理区に統合（同上）	
江府町	○川筋地区を江尾処理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
計 (12市町)	29事業 (集落排水の統合：9事業、集落排水から公共下水へ：19事業、公共下水の統合：1事業)	